

目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護契約書

_____ (以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人目黒区社会福祉事業団が運営する目黒区立特別養護老人ホーム東が丘(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(以下「(介護予防)短期入所生活介護」といいます)について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険に関する法令の趣旨に従って、(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の有効期間の満了の日までとします。
- 2 前項に規定する契約期間の満了の日までに利用者から事業者に対して文書による契約の終了の申し出がない場合は、次の契約期間の満了の日までこの契約を自動的に更新するものとします。
- 3 利用者は、事業者に対し、利用の開始の予定日から2日間以上の猶予をおいて、利用期間の変更を申し入れることができます。
- 4 利用者は、この契約の契約期間中であれば、(介護予防)短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。
- 5 事業者は、利用者から第2項に規定する利用期間の変更の申入れまたは追加利用の申込みがあった場合、利用可能な居室がない等の正当な理由がある場合を除き、これを断りません。
- 6 利用者は、原則として、利用の開始の日の午前10時以後に入所し、利用の終了の日の午後4時までには退所するものとします。

第3条(短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の立案)

- 1 事業者は、利用期間が4日以上の利用者について、その日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画・居宅介護予防サービス計画に沿った短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画(以下「介護計画」といいます。)を作成します。
- 2 介護計画は、利用者およびその家族の意向、要望を可能な限り反映させて作成にあたります。また、作成した内容を利用者およびその家族に説明し、文書により同意を得たうえで、当該介護計画書を遅滞なく利用者に交付します。

第4条{(介護予防)短期入所生活介護の提供場所および内容}

- 1 事業所の所在地および設備の概要は、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。事業者は、別紙重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は利用者の希望、状態等に応じ、前項に規定する各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、利用者について既に介護計画が作成されている場合は、その計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 利用者は、サービスの内容の変更を希望するときは、事業者に申し入れることができます。この場合において、事業者は、可能な限り利用者の要望に添うようにします。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、毎回サービスの終了ごとに利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 事業者は、利用者の利用終了時に、提供したサービスの内容等をその家族等に説明します。
- 3 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護のサービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、午前9時から午後5時の間に、所定の手続きの上、施設内にて、自己に関して作成された前項に規定する記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、所定の手続きの上、自己に関して作成された第3項に規定する記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(利用料等の支払い)

- 1 利用者は、サービスの対価として、別紙料金表に定める要支援または要介護度区分に応じた利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、支払方法に応じた期限までに当月の料金を支払います。ただし、支払方法によって特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 事業者は、介護保険制度の改正により、介護給付費・予防給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第7条(利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、利用の開始の予定日の前日の午後5時までに事業者へ申し出るにより、料金の負担をすることなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が前項に規定する期日までに申し出をせずに利用を中止したときは、事業者は、当該利用を中止したサービスの料金につき、別紙料金表に定める額を利用者に請求することができます。この場合の料金の請求および支払の方法は、前条第2項および第3項の規定に準じます。

第8条(利用期間中の中止)

- 1 利用者は、事業者に対して前日の午後5時までに申し出るにより、利用期間中でも料金の負担をすることなく退所することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断したときは、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いは、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。
- 3 第2項に規定する場合のほか、利用期間中に利用者が入院した場合は、(介護予防)短期入所生活介護は終了します。この場合の料金は、入院の日までの日数を基準に計算します。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対し文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情により契約期間の中途においてこの契約を終了させようとするときは、1か月の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 利用者に関し次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、利用中止後または利用終了後に契約を解約します。
 - ① 利用者のサービス利用料の支払いが正当な理由なく遅延し、その支払の勧告にもかかわらず勧告書の納付期限(おおむね14日以内)までに支払がない場合
 - ② 利用者またはその家族が、事業者、サービス従事者または他の利用者に対し、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

- 4 利用者が次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護・要支援認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合、または被保険者資格を喪失した場合

第10条(関係機関等との連携)

- 1 事業者は、サービス提供の実施にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約を締結したときは、その旨を速やかに介護支援専門員等へ連絡します。
- 3 事業者はこの契約に変更があったとき、またはこの契約が終了したときは、その内容を速やかに介護支援専門員等へ連絡します。この場合において、契約の終了が第9条第2項の規定によるものであるときは、利用者への解約の通知に先立ち、その旨を介護支援専門員等へ連絡します。
- 4 第3項の介護支援専門員等に係る部分は、利用者の居宅サービス計画・居宅介護予防サービス計画の作成に介護支援専門員等が関与していない場合は適用しません。

第11条(環境衛生の保持)

- 1 利用者は、施設内の清潔、整頓およびその他の環境衛生の保持について、自ら心がけるとともに、施設に協力します。
- 2 事業者は、衛生知識の普及、伝達に努め、全館防虫消毒等の実施を行います。

第12条(感染症等の対策)

事業者は、施設において感染症または食中毒が発生した場合は、別紙重要事項説明書に定める対応を行うとともに、その改善策を講じます。

第13条(介護事故発生時の対応および防止策等)

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、別紙重要事項に定めるとおりの対応を行います。

第14条(緊急時等における対応)

- 1 事業者は、サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合、利用者があらかじめ届け出た連絡先に連絡するとともに、必要な処置を行います。
- 2 事業者は、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難時等の措置を講じます。

第15条(身体拘束防止の取り組み)

事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第16条(虐待の防止)

職員は、利用者に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等別紙重要事項説明書に定める虐待を行いません。

第17条(秘密保持・個人情報の保護)

- 1 事業者および従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に提供しません。この契約の終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ている内容、生命に危険があり、緊急でやむを得ない場合、法令の定めがある場合は、第三者に対し利用者の個人情報を提供します。
- 3 その他個人情報保護の取り組みについては、別紙重要事項説明書に定めたとおりです。

第18条(苦情・相談対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

第19条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第20条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第21条(定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行し、この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって別途協議の上定めるものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者の双方が署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

<事業者> 住所 東京都目黒区東が丘1丁目6番4号
名称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
(東京都1371003789号)
施設長 中島 政文 印

<利用者>
住所
氏名 印

<代理人>
住所
氏名 印
(利用者との続柄:)